

住居確保給付金の再支給要件の変更等について (「特例」の再支給の申請期間の延長のお知らせ)

住居確保給付金の「特例」の再支給の申請期間が**令和3年11月30日まで延長**されました。

また、令和3年6月以降、**職業訓練受講給付金との併給が可能**になりました。
 (令和3年11月30日までの申請に限ります。)

▶ 住居確保給付金 再支給要件

下記のすべての要件にあてはまる方は、裏面をご確認ください。

<input type="checkbox"/>	過去に住居確保給付金を受給したことがある。																						
<input type="checkbox"/>	離職・廃業、又は休業等により経済的に困窮し住居を喪失している、または住居を喪失する恐れがある。																						
<input type="checkbox"/>	申請日において、以下のいずれかの状況である。(雇用形態は問いません。) ① 離職・廃業の日から2年以内である ② 本人の責によらない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある																						
<input type="checkbox"/>	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた。																						
<input type="checkbox"/>	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(「同一の世帯に属する者」=同一の世帯に居住し、生計を一にする者)の収入の合計が、「収入基準額」以下である。 <table border="1" data-bbox="129 1091 1346 1335"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯員数</th> <th colspan="2">①収入基準額</th> <th rowspan="2">④収入上限額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">②基準額 + 申請者家賃 (③家賃上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td colspan="2">84,000円 + 申請者家賃 (上限52,000円)</td> <td>136,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td colspan="2">130,000円 + 申請者家賃 (上限62,000円)</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td colspan="2">172,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td colspan="2">214,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)</td> <td>282,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯員数	①収入基準額		④収入上限額	②基準額 + 申請者家賃 (③家賃上限額)		1人	84,000円 + 申請者家賃 (上限52,000円)		136,000円	2人	130,000円 + 申請者家賃 (上限62,000円)		192,000円	3人	172,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)		240,000円	4人	214,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)		282,000円
世帯員数	①収入基準額		④収入上限額																				
	②基準額 + 申請者家賃 (③家賃上限額)																						
1人	84,000円 + 申請者家賃 (上限52,000円)		136,000円																				
2人	130,000円 + 申請者家賃 (上限62,000円)		192,000円																				
3人	172,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)		240,000円																				
4人	214,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)		282,000円																				
<input type="checkbox"/>	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金及び現金の合計額が、右表の資産上限額以下である。 <table border="1" data-bbox="963 1348 1329 1547"> <thead> <tr> <th>世帯員数</th> <th>資産上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>504,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯員数	資産上限額	1人	504,000円	2人	780,000円	3人以上	1,000,000円														
世帯員数	資産上限額																						
1人	504,000円																						
2人	780,000円																						
3人以上	1,000,000円																						
<input type="checkbox"/>	誠実かつ熱心に求職活動を行う。(現在の就労の状況が以前と同じ状態になるための活動も含める。)																						
<input type="checkbox"/>	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない。																						
<input type="checkbox"/>	現在、生活保護を受給していない。																						

住居確保給付金再支給要件（表側）のすべてにあてはまる方の申請時の状況

令和3年2月の改正による「特例」再支給

- 2年以内に自己都合退職した方
- 2年以内に廃業した方
- 本人の責によらない理由で減収した方

「従来の制度」による再支給

- 住居確保給付金の受給期間の終了後、新たに解雇された方（※）
※解雇された日から2年以内
※本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く

申請期限が
延長されました！

支給期間 3か月(延長はできません)

申請期限 令和3年**11**月**30**日

- ※申請期限を過ぎると法改正による「特例」再支給申請はできません。
- ※「特例」再支給の支給は一度限りです。

支給期間 3か月（状況により最大9か月）
※令和2年度に申請された方は最大12か月

申請期限 解雇の日から2年以内

申請を希望される方へ

- ▶チェックリスト・申請書等をご記入いただき、必要書類をお住まいの区役所生活支援課へ提出してください。（転居されている場合は、注意事項をご覧ください。）
※各区生活支援課の住所・電話番号は一覧表をご確認ください。

- ▶住居確保給付金受給期間中は、右記の求職活動を行う必要があります。

【注意事項】

- ・申請状況によって、住居確保給付金の振込が申請の翌月以降になることがあります。
- ・申請者の増加により、区役所が混雑することが予想されます。
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、郵送申請をお勧めします。
- ・ご申請・お問合せ等は、現在お住まいの区の区役所へお願いします。なお、市外に転居されている場合は、お住いの自治体にお問い合わせください。
- ・詳細は、市ホームページをご確認ください。
- ・今後、制度改正により申請期間等が変更される可能性があります。改正の際は、横浜市のホームページ等でご案内します。

申請時の状況	必要な求職活動
離職・廃業の方	① ハローワークへの求職申込 ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと ③ 月に1回以上の区生活支援課との面談等 ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等 ⑤ 週1回以上の企業への応募・面接の実施
休業等による減収の方	① 月1回以上の区生活支援課との面談等 ② 申請等の際、休業等の状況について区生活支援課へ報告



各区連絡先一覧

区名	窓口	〒	住所	電話番号	FAX
鶴見区	生活支援課	230-0051	鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	生活支援課	221-0824	広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	生活支援課	220-0051	中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	生活支援課	231-0021	日本大通35	224-8249	224-8239
南区	生活支援課	232-0024	浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	生活支援課	233-0003	港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ヶ谷区	生活支援課	240-0001	川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	生活支援課	241-0022	鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	生活支援課	235-0016	磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	生活支援課	236-0021	泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	生活支援課	222-0032	大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	生活支援課	226-0013	寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	生活支援課	225-0024	市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	生活支援課	224-0032	茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	生活支援課	244-0003	戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	生活支援課	247-0005	桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	生活支援課	245-0024	和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	生活支援課	246-0021	二ツ橋町190	367-5705	365-6351